参考(改正後の通知全文)

厚生労働省発社援第 1005003 号 平成 1 7 年 1 0 月 5 日

省 略

第 二 十 七 次 改 正 厚生労働省発社援 0 3 2 8 第 3 2 号 令 和 7 年 3 月 2 8 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

厚生労働事務次官

#### 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫負担(補助)金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費 国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成 17年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成3年11月25日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)について」は廃止する。

おって、平成16年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いについては、 なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

### 別 紙

#### 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

#### 第1 通 則

# 第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下第2において「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

# (定義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、 中分類及び小分類の施設をいう。

区	分	大	分	類	中	分	類	小	分	類
(1) 生活保護条に基づく		保護が	<b>也</b> 設		救護旅 更生旅 授産旅 宿所扱	施設 施設	拖設			
(2) 社会福祉 26年法 <sup>2</sup> 号)第2条 7号に基立 設((1)に	ミ第2項第 ざく授産施	社会施設	事 業	美授 産						

施設を除く。)		
<b>****</b> ********************************		
(3) 第く事規同る1立項行第就る(一う1害害条害(す第活項練規援5継)下ス)項支者第福同る7介に、定若項続を「事並に援給1祉条療項護規同すしに支行害所にに援い一項護定条る1労同す限設・で開設に、定条る1労同す限設・での対しに支行害所に定援して、定条の1労同す限設・でのでは、すのでは、では、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、での		
(4) 第す第度4援規(と8入に支に支に援贈を発展項問に、す下うに、定、定、定、有等の対規同が規同が関係を発展では、すいのでは、で、で、定、でのでは、では、すに、が、ののののでは、すののののでは、すののののでは、すが、ののののでは、すが、ののののでは、すが、ののののでは、すが、ののののでは、すが、のののでは、すが、ののでは、すが、ののでは、すが、ののでは、では、ないのでは、する。ののでは、ないのでは、すいのでは、ないいのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	重業同行(護う 短就業就業自業共度所行動以事。 期労所労所立所同問護護「所 所択 着 活 活 事支 支 援 頻 助 助 所	

に規定する共同生活 援助及び同条第19 項に規定する相談支 援を行う事業所	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号)第5条第 1項に基づく身体障 害者社会参加支援施 設(補装具製作施設 、盲導犬訓練施設及 び視聴覚障害者情報 提供施設に限る。)		補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情 報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報 提供施設
(6) 障害者総合支援法 第5条第29項に基 づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月 5日社援発第10050 10号厚生労働省社会 ・援護局長通知「社 会福祉施設等設施 の国庫補助の取扱が の国庫補助の取扱が に急仮設施設 応急仮設施設 に急仮設施設			
(8) 社会福祉法第2条 第3項第8号に基づ く無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30 条に基づく日常生活			

支援住居施設		
(10) 困難なのででは、10) 困難なのででは、10) 困難なのででは、10) 困難なのででは、10 をでは、10 をでは、10 をでは、10 をできるが、10 を	女性自立支援施	
(11)上記以外の施設であって、当該施設について国が選選とでの設置及び運営についての基準を定めていたが特に整備の必要を認めるもの	その他施設	

- 3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
  - (1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設(以下 「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区	☑ 分	整	備	内	容
創	設	新たに施設を	整備すること	<b>L</b> 0	
増	築	既存施設の現 と。	在定員の増	員を図るため	めの整備をするこ
増改	<b>、</b> 築				めの増築整備をす 改築並びに倒壊等

		の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。)を含む。)をすること。
改	築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
拡	張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積 の増加を図る整備をすること。
大規模修	繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリン 一設備等	• •	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間 福祉施設		社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設 整備	施設	平成17年10月5日社援発第1005010 号厚生労働省 社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設 施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をす ること。

(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業 所等」という。)並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備	区 分	整	備	内	容
創	設	新たに施設を	整備すること	<b>L</b> .	
増	築	既存施設の現	在定員の増	員を図るたる	めの整備をするこ

ہ ع

#### 改 築

既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含 む。)をすること。

### 大規模修繕等

除く。ただし、 策等の強化に係る をすること。 整備について」に よる整備はこの限 りではない。)

既存施設等について平成17年10月5日社援発第 (沖縄県及び那覇市 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施 が行う施設整備を設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについ て」及び平成28年11月18日社援発1118第3号 「障害者支援施設|厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等にお 等における防犯対|ける防犯対策等の強化に係る整備について」により整備

# スプリンクラ 一設備等整備

平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省 社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけ るスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備 をすること。

# 老朽民間社会 福祉施設整備

社会福祉法人が設置する施設について平成17年10 月5日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通 知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築 整備をすること。

# 応急仮設施設 整備

平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省 社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設 施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をす ること。

# 避難スペース 慗備

設の整備を除く。)

平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省 社会•援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施 (第5号に掲げる施|設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取 扱いについて」により避難スペース整備をすること。

#### (3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整	備	内 容	7.4
創設	新たに施設を整備	青すること。		

#### 増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするこ ہ ط

#### 改 築

既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含 む。)をすること。

# 大規模修繕等

施設等における防|をすること。 犯対策等の強化に 係る整備につい て」による整備は この限りではな い。)

既存施設等について平成17年10月5日社援発第 (沖縄県及び那覇市 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施 が行う施設整備を | 設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについ 除く。ただし、共|て」及び平成28年11月18日社援発1118第3号 同生活援助事業所厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等にお 及び「障害者支援|ける防犯対策等の強化に係る整備について」により整備

# 応急仮設施設 整備

平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社 会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施 設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をする こと。

# 避難スペース 整備

(。)

の施設整備を除

平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省 社会 · 援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施 (居宅介護及び相談 | 設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取 支援を行う事業所│扱いについて」により避難スペース整備をすること。

#### (4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合

整 備 区 分	整	備	内	容
大規模修繕等	18第3号厚生党	的働省社会 5犯対策等	・援護局長	18日社援発11 通知「障害者支援 る整備について」
スプリンクラ 一設備等整備	- · · · ·			5007 号厚生労働省 施設整備費におけ

るスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備 をすること。

# (5)第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整	備	内	容	
大規模修繕等	1005006 号厚生 設等施設整備費 て」及び令和元 労働省社会・援	労働省社会 における 年6月2万 護局長通知	★・援護局長 大規模修繕 7日社援発 Q □「無料低額	0月5日社援発 通知「社会福祉が 等の取扱いについ 520第4号厚 宿泊所における いこより整備をで	施い生防

# (6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	エナル
周	新たに施設を整備すること。 
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築及び耐震化等整備を含む。) をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積 の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
	耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のため に必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改

	造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラ 一設備等整備	平成17年10月5日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会 福祉施設整備	平成17年10月5日社援発第 1005005 号厚生労働省 社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備につ いて」により改築整備(一部改築を含む。)をするこ と。
防犯対策強化 に 係 る 整 備	平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

# (交付の対象)

- 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠 等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率
(1)保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十 字社			3/4	2/3

			1		
			整備につい		
			て」による整		
			_		
			備はこの限り		
			ではない。)		
(2) 社会事業 社会福祉法算	    社会福祉法人	予算措置	都道府県又は	3/4	2/3
授産施設 2条第2項第		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	指定都市若し		_, _
	٦				
7号			くは中核市		
			(沖縄県及び		
			那覇市を除		
			く。ただし、		
			「障害者支援		
			施設等におけ		
			る防犯対策等		
			の強化に係る		
			整備につい		
			て」による整		
			備はこの限り		
			ではない。)		
(3) 障害福祉					
サービス事					
業所等					
7 障害福 障害者総合う	障害者総合支	予算措置	都道府県又は	3/4	2/3
▲	_ <		指定都市若し		
ス事業所 第2項	第2項に基づ		くは中核市		
			10年1次川		
(療養介	き事業を実施				
護を除	する法人(社				
<.)	会福祉法人、				
	医療法人、日				
	本赤十字社、				
	公益社団法				
	人、一般社団				
	法人、公益財				
	団法人、一般				
	財団法人、NP0				
	法人、営利法				
	人等。以下				
	「社会福祉法				

T	T	T	T	T		
		人等」という。)				
			予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
	障害者総合3条 第4項			都道府県著では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

支援事業所						
	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
(6) 福祉ホー ム	障害者総合支援法第79条 第2項		予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
(7) 応急仮設施設	平 0 発号社長福お設国扱ての発号社長福お設国扱て1 5 1005010 第生・知施る設補に年社5000働護社等急備のつ1 援0 省局会に仮の取い	の種類ごとに 定められてい る設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(8) 無料低額 宿泊所	社会福祉法第 2条第3項第 8号		予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
(9) 日常生活 支援住居施 設	生活保護法第30条	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3

	困難な問題を 抱える女性へ の支援に関す る法律第12 条	社会福祉法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(11) その他施 設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等		予算措置等	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3

(2)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律に基 づく施設 7 女性相談支援センター 一時保護所 イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	指定都市	1/2

- 5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
- (1)土地の買収又は整地に要する費用
- (2)職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

# (交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。

- (1) 4 (1) の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会 福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付 額とする。
  - ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 1、別表 1 2、別表 1 3 又は別表 1 4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。)の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ 4 (1) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3又は別表 1-4の第 1欄に定める種目ごとに第 2 欄により算出した基準額の合計を算出する。
  - ウ アにより選定された額に4(1)の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額(以下「国庫補助基本額」という。)に、4(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
  - エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。
    - (ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金 その他の収入額を控除した額
    - (イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額
    - (ウ)地域交流スペースに係る基準額
      - a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。) 31,900千円(初度設備相当を併せて整備する場合は33,6 00千円)
      - b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海 トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合44,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は46,280千円)
      - c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。) 43, 300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は47, 930千円)
      - d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又 は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急 事業計画に掲げる整備を行う場合、61,520千円(初度設備相

# 当を併せて整備する場合は66,150千円)

- (エ)地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助 額
- (2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。
  - ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 3 又は別表 1 4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2)の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。
  - イ 4 (2)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1 3 又は別表 1 4 の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄により算出した基準額の合計を算出する。
  - ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない ほうの額を交付額とする。
- (3) 4(1) の事業に係る6(1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。
  - ア 別表 1 5 又は別表 1 6 及び別表 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4(1)の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。
- (4) 4 (2) の事業に係る 6 (2) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。
  - ア 別表 1 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入 額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4(2)の表の④欄に定める 国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

### (国の財政上の特別措置)

- (5)次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設 の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。
  - ア 4 (1) の事業の場合
  - (ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難 スペース整備の場合
    - (1)のウ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは
    - 「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4 (1)の表の⑦欄に

定める国庫補助率」とあるのは「(5)のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

# (イ) (ア) 以外の施設の場合

(3)のイ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

日んに週用する。			1
区 分 ① ア 沖縄振興特別措置 注(平球は14年法律 第14年条 第14年条 規定する沖縄振 画に基づく すで行う場合	対の 障 ス介練援支に障身参 (	県補助率 ③ 5/6	国庫補助 率 ④ 4/5
イ 地域緊国措(第人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	日等く。) 一・救護・ 一・救護・ ・政・ ・政・ ・政・ ・政・ ・政・ ・政・ ・政・ ・のに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5/6	4/5

ウ 地震防災対策 1 1 ままで 1 まままで 1 1 ままままで 1 1 まままで 2 条 では 2 条 では 2 条 では 3 まままで 2 条 できままが 3 ままが 4 まままが 4 まままが 5 ままが 5 ままが 5 ままが 6 ままが 7 ままが 8 ままが	・救護施設 ・障害者支援施設 (生活介護を行う ものに限る。)	5/6	4/5
工係推置律条津業施ちづ設島震策別年1す急てう時では、第第波計さ、き及海にの措法1る事実を高地に(91避画れ同政び溝係推置律条津業施、市震関平2項難にる項令日周る進法第第波計さ同り防す成号に対基事4定海海震関平7項難にる第つ災る1)規策づ業号の溝溝防す成号に対基事4定海海震関平7項難にる第にの措法2る事実う基施千地対特6第定緊いのに	・女性相談支援とも、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	5/6	4/5

基づき政令で定める		
施設を整備する場合		

# イ 4(2)の事業の場合

- (ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難 スペース整備の場合
  - (2)のア中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは
  - 「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。
- (イ) (ア) 以外の施設の場合
  - (4)のイ中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは
  - 「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分	対 象 施 設 の 種 類 ②	国庫補助率
では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	・女性相談支援センター 一時保護所・女性自立支援施設	2/3

(補助金の概算払)

7 地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。 以下「地方厚生(支)局長」という。)は、必要があると認める場合においては、 国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

### (交付の条件)

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生(支)局長の承認 を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 都道府県、指定都市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。 ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合に は、速やかに地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
  - イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後に おいても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運 用を図らなければならない。
- エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、 別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々 年度6月30日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。
- オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定め

る期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の 資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄 付金を除く。
- キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公 益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受 けてはならない。
- (6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府 県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
  - イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道 府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
    - (ア) 建物の規模又は構造 (施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
    - (イ) 建物等の用途
    - (ウ) 入所定員又は利用定員
  - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又 は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
  - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が 困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市 の長に報告してその指示を受けなければならない。
  - オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分 することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県 又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。
  - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、 その効率的な運用を図らなければならない。
  - キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助 金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控 除税額O円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補 助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指 定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税 額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。

- ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる 契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせる ことを承諾してはならない。
- コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す るなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠 しなければならない。
- サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並び に公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複し て受けてはならない。
- シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を 都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

- ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、 当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接 補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その 承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならな い。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びそ の従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価3 0万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分 が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生 労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておか なければならない。
- (7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(6)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

- (8) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その 納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 間接補助事業者が(6) により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

#### (申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者(施設の設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。)は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

# (変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

1 1 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生(支)局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

### (状況報告)

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

#### (実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

#### (補助金の返還)

14 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分 について国庫に返還することを命ずる。

#### (その他)

15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

【保護施設等の場合(3の(1)に掲げる施設)】

# 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

						2架、拡張及び	1			_,,_,,		
	1=	_		#	<b>:#</b>	<b>克</b> 石		<del></del> -1	4	<b>4</b> ∇	費	
1	種	目	2	基	準	額	3	Χ·J	象	経	貸	
	<b></b>	= #	_	<b></b>	W. L. II + # # #	~ ~ ~ ~ ~	14-3	:n. o. ±/	<del>- 1++</del> /	± <b>⊬</b> =n	o ## !	
本1	本工事	●質	ア		当たり基準!	単価を適用す					の整備と一	
			,_	る場合	. — –	<b>.</b>					って、地方	-
			( 7			表 2 一 2 に掲					認めた整備	
						基準単価に定					費又は工事	
					て得た額を	基準額とす					費用を除く	
				る。							施工のため	
			(1	′) 南海ト	ラフ地震に	系る地震防災	要な	事務に	要す	る費	用であって	、旅
				対策の推	進に関する	持別措置法第	費、	肖耗品	費、	通信	運搬費、印	刷製本
				12条第	1項又は日	本海溝・千島	費及	び設計	十監督	料等	をいい、そ	の額
				海溝周辺	海溝型地震(	こ係る地震防	は、	工事費	又は	工事	請負費の2	. 6%
				災対策の	推進に関す	る特別措置法	に相	当する	額を	限度額	額とする。	以下同
				第11条	第1項に規定	定する津波避	じ。)	0				
				難対策緊	急事業計画	(以下「津波	<i>t= 1</i>	だし、	別の	負担	(補助) 金	又はこ
				避難対策	緊急事業計員	画」とい	の種	目とは	は別の	種目	こおいて別	途補助
				う。)に	基づく事業の	として行う場	対象	とする	費用	を除る	き(以下同	じ。)、
				合には別	表 2 一 3 に	曷げる定員 1	工事	費又は	は工事	請負	費には、こ	れと同
				人当たり	基準単価に	定員を乗じて	等と	認めら	れる	委託	費、分担金	及び適
				得た額を	基準額とする	る。	当と記	認めら	れる	購入	費等を含む	(以下
			( ८	7)地震防	災対策強化均	地域における	同じ。	, ) .				
				地震対策	緊急整備事	業に係る国の						
				財政上の	特別措置に	関する法律第						
				2条に規	定する地震	対策緊急整備						
				事業計画	(以下「地類	<b>雲対策緊急</b> 整						
				備事業計	画」という。	,)に基づい						
				て実施さ	れる事業の	うち、同法別						
				表第1に	掲げる社会	福祉施設(木						
				造施設の	改築として	行う場合)と						
				して行う	場合には別	表 2 一 4 又は						
				別表 2 -	5に掲げる	定員1人当た						
				り基準単	価に定員を	乗じて得た額						
				を基準額	とする。							
			(⊐	二)地震防	災対策特別拮	昔置法第2条						
				に規定す	る地震防災	緊急事業五箇						
				年計画(	以下「地震	防災緊急事業						
				五箇年計	画」という。	。)に基づい						
				て実施さ	れる事業の	うち、同法別						
				表第1に	掲げる社会	福祉施設(木						
L			L	造施設の	改築として	行う場合)と						

して行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。

イ 一部改築及び拡張

平成17年10月5日社援発第10 05009号厚生労働省社会・援護局 長通知「社会福祉施設等施設整備 費における一部改築及び拡張に係 る国庫補助金の算出方法の取扱い について」により算出された額を 基準額とする。

- ウ 都市部等において高層化して整備 する場合であって、平成17年1 0月5日社援発第1005011号厚生 労働省社会・援護局長通知「都市 部における社会福祉施設の整備の 促進について」に定める基準に適 合する整備を行うときは、上記に 定める方法により算定された額に 対して0.08を乗じて得た額を 加算する。
- エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37年法律第73号)第2条第2 項の規定に基づき指定された特別 豪雪地帯に所在する場合は、上記 に定める方法により算定された額 に対して0.08を乗じて得た額 を加算する。
- オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり63,600,000円を基準額とする。

ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には1施設当たり70,600,000円を基準額とする。

耐震化等整備又は津波避難対策

	緊急事業計画に基づく事業としてを「84,400,000」、「70,600,000」を「93,800,000」を「93,800,000」を持えて適用を表現では、「93,800,000」を持えて適用を表現では、1 1 3 3 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
介護用リフ ト等特殊付 帯 エ 事 費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事 費又は工事請負費
授産施設等 近代化整備 工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工 事費又は工事請負費
授産施設等 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又 は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮設施設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合(3の(2)、(3)及び(4)に掲げる施設)】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種	日	2 其	淮	ケ	3 対象経費
1 1=	—	2 4		ng .	
1 種 本体工	-	(では、) では、) では、	3位一型機の骨 を行ぶく言い 難と掲準興合一設ビ事能利」児援をじ事員い 難と掲準興合1あス業型用と童事整た業でて 対しげ額計に又た事所と定い福業備基に除同 策てると画ははり業をし員う祉をす準係しじ 緊行1すに別別基の整ての。法実る単るた。 急う施る基表	づく事業とし 3-4又は別	整備されるがいます。 地方厚生 (支) にの 5 にの
		(イ)津波避 づく事業 3-31	美として行う ニ掲げる1施	場合には別表 設あたり基準	当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)。
		(ウ)沖縄扱 て行う場 表3 - 5 準単価を	<ul><li></li></ul>	づく事業とし 3-4又は別 施設あたり基	
		て実施さ 表第1に 造施設 <i>の</i> して行う	sれる事業の ニ掲げる社会 O改築として O 場合には別	うち、同法別 福祉施設(木 行う場合)と 表3ー6又は	
		基準単価 (オ)地震队 基づいて 同法別引 設(木道	話を基準額と 5災緊急事業 5実施される 5第1に掲げ 5施設の改築	1施設あたり する第年計画に 事業の石祉で る社で行る として別表3一	

	6又は別表3ー7に掲げる1施設 当たり基準単価を基準額とする。 (カ) 奄美群島(カ) 年法律第189号) (カ) 電子を選集 (カ) でののでは (カ) でののでは (カ) でののでは (カ) でののでは (カ) でののでは (大田のでは (大田ののでは (大田ので (大田の (大田ので (大田ので (大田ので (大田ので (大田ので (大田ので (大田の) (大田ので (大田の) (大田の) (大田の	
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請 負費及び仮設施設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合(3の(6)に掲げる施設)】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

					ス未、 加波及い	_ · · · ·					
	1=		• #	:# <u></u>	÷∓		-11	#	4∀	<b>#</b>	
1	種	<u> </u>	2 基	準	額	3	対	象	経	費	
١.								ш.,	14	_ +	
本	体工事	費	ア 1世帯当	たり基準単位	曲を適用する						一体的に
			もの							って、地	
					る1世帯当た					認めた整	
			り基準単位	価に定員(1	世帯)を乗じ						事請負費
			て得た額	を基準額とす	する。	(第2	2の5	に定	めるタ	費用を除	く。)及
			(イ)南海ト	ラフ地震に	系る地震防災	び工事	事務	費(	工事	施工のた	め直接必
			対策の推:	進に関する特	<b>持別措置法</b>	要な事	事務に	要す	る費用	用であっ	て、旅
			(平成 1	4 年法律第	9 2 号)第 1	費、消	<b>肖耗品</b>	費、	通信证	<b>里搬費、</b>	印刷製本
			2条第1	項に規定する	る津波避難対	費及び	が設計	監督	料等	をいい、	その額
			策緊急事	業計画に基	づいて実施さ	は、コ	事費	又は	工事詞	請負費の	2.6%
			れる事業	のうち、同コ	頁第4号に基	に相当	する	額を	限度額	額とする	。以下同
			づき政令	で定める施詞	設として行う	じ。)	0				
			場合及び	日本海溝・ <del>-</del>	千島海溝周辺	<i>t=t</i> :	į٠,	別の	負担	(補助)	金又はこ
			海溝型地	震に係る地震	震防災対策の	の種目	まとは	別の	種目(	こおいて	別途補助
			推進に関	する特別措置	置法(平成 1	対象と	:する	費用	を除る	き(以下	同じ。)、
			6年法律	第27号)第	第11条第1	工事隻	夏又は	工事	請負領	費には、	これと同
			項に規定	する津波避難	雠対策緊急事	等と認	恩めら	れる	委託	費、分担	金及び適
			業計画に	基づいて実施	施される事業	当と認	恩めら	れる	購入	費等を含	む(以下
			のうち、	司項第4号(	こ基づき政令	同じ。	) 。				
			で定める	施設として征	行う場合には						
			別表4-	2に掲げる	1世帯当たり						
			基準単価	に定員(世紀	帯)を乗じて						
			得た額を	基準額とする	<b>3</b> 。						
			イ 一部改築	及び拡張							
			平成 1 7:	年10月51	日社援発第100						
			5009号厚生:	労働省社会	• 援護局長通						
			知「社会福	祉施設等施詞	投整備費にお						
			ける一部改	築及び拡張に	こ係る国庫補						
			助金の算出	方法の取扱し	<b>ハについて</b> 」						
			により算出		<del>-</del>						
			る。		<del>-</del>						
			  ウ 心理療法	室を整備する	る場合は、別						
					帯当たり基準						
					乗じて得た額						

を加算する。

なお、南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号)第12 条第1項に規定する津波避難対策緊 急事業計画 に基づいて実施される事 業のうち、同項第4号に基づき政令 で定める施設として行う場合及び日 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 係る地震防災対策の推進に関する特 別措置法(平成16年法律第27 号) 第11条第1項に規定する津波 避難対策緊急事業計画に基づいて実 施される事業のうち同項第4号に基 づき政令で定める施設として行う場 合には別表4-2に掲げる1世帯当 たり基準単価に定員(世帯)を乗じ て得た額を加算する。

エ 保育室を整備する場合は、別表4 -1に掲げる1世帯当たり基準単価 に定員(世帯)を乗じて得た額を加 算する。

なお、南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号)第12 条第1項に規定する津波避難対策緊 急事業計画に基づいて実施される事 業のうち、同項第4号に基づき政令 で定める施設として行う場合及び日 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 係る地震防災対策の推進に関する特 別措置法(平成16年法律第27 号) 第11条第1項に規定する津波 避難対策緊急事業計画に基づいて実 施される事業のうち同項第4号に基 づき政令で定める施設として行う場 合には別表4-2に掲げる1世帯当 たり基準単価に定員(世帯)を乗じ て得た額を加算する。

オ 学習室を整備する場合は、別表4 -1に掲げる1世帯当たり基準単価 に定員(世帯)を乗じて得た額を加 算する。

なお、南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号)第12 条第1項に規定する津波避難対策緊 急事業計画に基づいて実施される事 業のうち、同項第4号に基づき政令 で定める施設として行う場合及び日 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 係る地震防災対策の推進に関する特 別措置法(平成16年法律第27 号) 第11条第1項に規定する津波 避難対策緊急事業計画に基づいて実 施される事業のうち同項第4号に基 づき政令で定める施設として行う場 合には別表4-2に掲げる1世帯当 たり基準単価に定員(世帯)を乗じ て得た額を加算する。

力 積雪寒冷地域 (寒冷地手当支給規 則(昭和39年総理府令第33号) 別表に掲げる地域(国家公務員の寒 冷地手当支給地域)とする。)に所 在する下記に掲げる対象施設の体育 施設にあっては、別表4-3に定め る基準額を加算する。

〈対象施設〉女性自立支援施設

キ 地域に密着した独自の事業を実施 するための場等を確保する整備であ って、平成17年10月5日社援発 第1005014号厚生労働省社会・援護局 長通知「社会福祉施設等施設整備費 における地域福祉の推進等を図るた めのスペース(地域交流スペース) の整備について」に定める基準に適 合する整備を行うときは、別表4一 3に定める基準額を加算する。

# 余裕教室 事

余裕教室を困難な問題を抱える女性 活 用 促 進 への支援に関する法律(令和4年法律 第52号)第9条第6項に基づく困難 な問題を抱える女性を一時保護する施 設及び「公立学校施設整備費補助金等 に係る財産処分の承認等について」

(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備される ものであって、地方厚生(支)局長 が必要と認めた整備を含む。)する ために必要な工事費又は工事請負費 及び工事事務費

	(令和2年12月9日2文科施第28	(2) 暖房設備工事費
	1号文部科学省大臣官房文教施設企画	暖房設備に必要な工事費又は工事
	・防災部長通知)に規定されている	請負費
	「報告事項」に該当する施設に改築す	(3) 冷房設備工事費
	る場合は、別表4-3に定める基準額	冷房設備に必要な工事費又は工事
	とする。	   請負費
		(4) 冷暖房設備工事費
		冷暖房設備に必要な工事費又は工
		事請負費
		(5) 浄化槽設備工事費
		浄化槽設備に必要な工事費又はエ
		事請負費
		<b>学明</b> 英县
特殊付帯	   別表4-3に定める基準額とする。	│ │ 特殊付帯工事費に必要な工事費また
	別衣4一3に足める基準額と9句。	
工事費		は工事請負費
解体撤去	厚生労働大臣が必要と認めた施設及	解体撤去に必要な工事費又は工事
工事費及び	び額とする。	請負費及び仮設施設整備に必要な賃借
仮 設 施 設		料、工事費又は工事請負費
整備工事費		
正洲一十只		

# 別表 1 - 4

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合(3の(6)に掲げる施設)】

# 耐震化等整備事業(増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備)

1 種 目	2 基 準 額	3 対象経費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-4に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。  イ 一部改築 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。	施設のを構している。 一体厚を含費及必要構造をは、たたとのでである。 を構さいたのででは、大きなのででは、大きなでででは、大きなでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請 負費及び仮設施設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

# 別表 1 - 5

# 算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合(3の(6)に掲げる施設)】

(別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基	準	額	3	対	象	経	費	
本体工事費	大規模修繕等である。	厚生労働	他特別な工事 大臣が必要と	請くめて刷の6下の対じこ金負。直、製額%同た種象。れ及	費)接旅本はにじだ目と)と(及必費費、相。しとす、同等び要、及工当)、はる工等	夏工な消び事す。別別費事ととの事事耗設費る のの用費認認	5事務品計又額 負種を又めめに務に費監はを 担目除はらら	定費要 腎工根 (こきエルめ(す通料事度 補お(事るる工る信等請額 助い以請委費事費過を負と)で下負討	受用施用搬い費す 金別同費費費はを工で費いのる 又途 に、等工除のあ、、2。 は補 は分を事 たっ印そ・以 こ助 、担含
スプリンク ラ一設備等 エ 事 費 (既存施設)	別表 4 - 5 ( 単価にスプリン 面積を乗じて行	ンクラー設			、プリン には工事			帯等に必	多要な工事
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大日 び額とする。	至が必要と	認めた施設及		設施設は工事			要な賃借	龄、工事
防 犯 対 策 強化に係る 整 備	厚生労働大! び額とする。	臣が必要と	認めた施設及	事る事費運を	又は工を に上のたい は、日であった。 は、日である。日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日	事くめて刷の意として製額	貴の接旅本は	ー第2の (第2の 第事事務 消耗記 関助費を な事まる。	必5 5 8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

	とする。)。 ただし、別の補助金等又はこの種目 とは別の種目において別途交付対象と する費用を除き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認められる委託 費、分担金及び適当と認められる購入 費等を含む。
--	--

## 算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1	種	目	2 基	į	隼	額	3	対	象	経	費		
本体	<b>本工</b> 事	費		ては、厚質		特別な工事臣が必要と	負及要消設又を 種と費め費びな耗計は限た目す又られ	(『厚品笠『ほど』のはれ第事務費督事額しは費工る2事に、料請と、別用事委	の務要通等負す別のを請託5費す信を費るの種除負費	に(る運いの。負目き費、定工費搬い2以担に(に分	りを目費 下(おりはる施で、そ6同補い下、をのはいりにします。	用かっ削領に 削じれげをたて製は相)金途。と適除め、本、当。又補)同当	直旅費工す は助、等と接費及事る こ対エと認必、び費額 の象事認め
ラ- エ	プリン −設備 事 存施	等費	厚生労 び額とす		必要と認の	めた施設及	ス: 又はコ	•		一設備	帯等に必	必要な	工事費
	設 施 備工事		厚生労び額とす		必要と認の	めた施設及	仮設 又はコ			必要	な賃貸	料、□	事費

## 令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

	施設	の種類		
救護施設	本体		都市部	7,350,000
	4		標準	7,000,000
		初度設備加算		107,000
	個室整備加算		都市部	513,000
	個主走		標準	489,000
更生施設	本体		都市部	7,350,000
	74°   74°		標準	7,000,000
		初度設備加算		107,000
	個室整備加算		都市部	513,000
	旧王正师加井		標準	489,000
授産施設			都市部	3,170,000
			標準	3,020,000
		初度設備加算		107,000
宿所提供施設			都市部	2,520,000
			標準	2,400,000
		初度設備加算		107,000
社会事業授産が			都市部	3,170,000
			標準	3,020,000
		初度設備加算		107,000
日常生活支援	 住居施設		都市部	2,520,000
			標準	2,400,000
		初度設備加算		107,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
  - 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
  - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

## (耐震化等整備を行う場合)

### 令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

	施	設	Ø	種	類		
救護施設						都市部	10,060,000
						標準	9,590,000
更生施設						都市部	10,060,000
						標準	9,590,000

<sup>(</sup>注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

	施	設	Ø	種	類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設						都市部	10,060,000
						標準	9,590,000
更生施設						都市部	10,060,000
						標準	9,590,000
授産施設						都市部	4,300,000
						標準	4,100,000
宿所提供施設						都市部	3,420,000
						標準	3,260,000
社会事業授産施設						都市部	4,300,000
						標準	4,100,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

/ 22/ 1	L
(里位	4:円)

				(辛四.1]/
	施設	の 種 類		
救護施設	本体		都市部	8,160,000
	~ 本		標準	7,780,000
		初度設備加算		119,000
	個室整備加算		都市部	570,000
	四王罡		標準	544,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
  - 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
  - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度定	員1人当7	たりの	)間接	<b>安補</b> 耳	<b>力基準</b> 単	<b>単価</b>	(単位:円)
	施	設	Ø	種	類		
救護施設						都市部	11,180,000
						 標 <u>準</u>	10,650,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

42

## 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

	補助基準額				
生活介護	本体(日中 活動部分)	TAIR CO	001 N.T.	都市部	67,800,000
自立訓練	石到时分	利用定員	20人 以下	標準	64,500,000
就労移行支援 就労継続支援			01   40	都市部	136,600,000
		21人 ~ 40人		標準	130,200,000
			411 601	都市部	228,400,000
			41人 ~ 60人	<del></del> 標準	217,500,000
			61人 ~ 80人	都市部	320,700,000
			61X ~ 80X	標準	305,500,000
			0111001	都市部	413,400,000
			81人 ~100人	 標準	393,700,000
			1011 - 1001	都市部	504,800,000
			101人 ~120人	 標準	480,800,000
			101   12	都市部	597,600,000
			121人以上	標準	569,100,000
	施設入所 支援整備	利用定員	201 107	都市部	54,600,000
	文族 海体( ) 本型練)		20人 以下	標準	52,000,000
			21人 ~ 40人	都市部	110,300,000
			21% ~ 40%	標準	105,000,000
		41人 ~ 60人	41 1 ~ 60 1	都市部	184,500,000
			417 10 007	標準	175,800,000
			61人 ~80人	都市部	260,100,000
			01% 1 80%	標準	247,700,000
			81人 ~100人	都市部	334,100,000
			817 - 1007	標準	318,200,000
			101人 ~120人	都市部	409,500,000
			101% 120%	標準	390,000,000
			121人以上	都市部	483,800,000
			121702	標準	460,800,000
	就労・訓練	<b>事</b> 業等整備	加質	都市部	52,200,000
	איוויום נכטייו	<b>子</b> 木 寸正 M:	10H <del>31</del>	標準	49,800,000
	大規模生産	E設備等整(	<b>備加質</b>	都市部	172,300,000
	八九天工月		₩ 7H <del>3T</del>	標準	164,100,000
	短期入所整	<b>&amp;備加</b> 質		都市部	14,100,000
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	= hm 21+ <del>21-</del>		標準	13,500,000
		うち援センタ	<b>⋷一整備加算</b>	都市部	16,500,000
				標準	15,700,000
	就労定着も	₹援、自立4	∈活援助、相談支援整備加算	都市部	11,600,000
				標準	11,100,000
	居宅介護塾	<b>整備加算</b>		都市部	7,800,000
				標準	7,470,000
	避難スペー	-ス整備加算	1	都市部	45,300,000
		- 10 M	標準	43,200,000	

療養介護	本体		都市部	123,400,000
<b>原食川</b>	A-14-	利用定員 20人		
			標準 都市部	117,600,000
		21人 ~40人		248,000,000
			標準	236,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	413,300,000
			標準 都市部	393,600,000
		61人 ~ 80人		581,700,000 554,100,000
			標準 都市部	748,600,000
		81人 ~100人	標準	713,000,000
			都市部	915,300,000
		101人 ~120人	標準	871,700,000
			都市部	1,082,100,000
		121人以上	標準	1,030,600,000
		<u> </u>	都市部	52,200,000
	就労·訓練	事業等整備加算	標準	49,800,000
			都市部	172,300,000
	大規模生態	<b>産設備等整備加算</b>	標準	164,100,000
			都市部	14,100,000
	短期入所	<b>整備加算</b>	標準	13,500,000
			都市部	16,500,000
	発達障害	者支援センター整備加算	標準	15,700,000
			都市部	11,600,000
	就労定着	支援、自立生活援助、相談支援整備加算	標準	11,100,000
			都市部	7,800,000
	居宅介護	<b>整備加算</b>	標準	7,470,000
			都市部	45,300,000
	避難スペー	-ス整備加算	 標準	43,200,000
			都市部	32,100,000
		定員4人~10人	 標準	30,600,000
			都市部	14,100,000
	本体	短期入所整備加算	 標準	13,500,000
			都市部	2,550,000
		エレベーター等設置整備加算	 標準	2,430,000
共同生活援助			都市部	11,600,000
	就労定着	支援、自立生活援助、相談支援整備加算	 標準	11,100,000
			都市部	7,800,000
	居宅介護	<b>怪備加算</b>	 標準	7,470,000
	ND 4477	- ± + + - m	都市部	45,300,000
	避難スペ-	-ス整備加算	 標準	43,200,000
144 ffr +1-144 (197 +1-14-7)			都市部	33,900,000
増築整備(既存施設の現在	E定員の増員)		 標準	32,300,000
1	*****		都市部	17,100,000
短期入所(短期入所のみの 	)発備の場合)		 標準	16,300,000
***	都市部	11,600,000		
就労定着支援、自立生活技 L	 標準	11,100,000		
R中人进/R中人进办。	都市部	7,800,000		
居宅介護(居宅介護のみの 	 標準	7,470,000		
「Pは 故化 フ ☆ ・ フ ・	都市部	45,300,000		
避難スペース整備(避難ス	ヘー人のみの整	畑の場合)	 標準	43,200,000

補装具製作施設	都市部	17,100,000
	標準	16,300,000
盲導犬訓練施設	都市部	213,600,000
	標準	203,500,000
点字図書館	都市部	58,600,000
	標準	55,800,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	79,200,000
	標準	75,400,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
  - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
  - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

### (耐震化等整備を行う場合)

## 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類						
生活介護	本体(日中 活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	181,700,000		
自立訓練	71 30 1177)	村田疋貝 40人 以下	<del></del> 標準	173,100,000		
就労移行支援		41人 ~ 60人	都市部	303,000,000		
就労継続支援		41% ~ 60%	標準	288,600,000		
		61人 ~ 80人	都市部	425,700,000		
		01% 70 80%	標準	405,500,000		
		81人 ~ 100人	都市部	548,600,000		
		81% ~ 100%	標準	522,500,000		
		101人 ~ 120人	都市部	670,200,000		
		101% ~ 120%	標準	638,300,000		
		121人 ~	都市部	792,700,000		
		121% ~	標準	755,000,000		
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	146,600,000		
		利用定員 40人 以下	標準	139,600,000		
		41人 ~ 60人	都市部	244,900,000		
		41% ~ 60%	標準	233,300,000		
		61人 ~ 80人	都市部	344,700,000		
		61% ~ 80%	標準	328,400,000		
		81人 ~ 100人	都市部	443,100,000		
		81% ~ 100%	標準	422,100,000		
		101人 ~ 120人	都市部	543,500,000		
		101% ~ 120%	標準	517,600,000		
		121人 ~	都市部	641,600,000		
		121%	標準	611,100,000		
	古t 22 a ∋11 sta	<b>東</b>	都市部	69,400,000		
	水, 力·訓味	事業等整備加算	標準	66,100,000		
	短期入所熟	改供加質	都市部	15,500,000		
		ᄠᄜᄱ <del>ᆓ</del>	 標準	14,800,000		
	及法吨中日	と士伝わいた一数供加管	都市部	21,600,000		
	光達牌告名	<b>皆支援センター整備加算</b>	 標準	20,600,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
  - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

## (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合) 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)

		美(施設)の種類		補助基準額
生活介護	本体(日中	테마다음 40년 N.국	都市部	181,700,000
自立訓練	活動部分)	利用定員 40人 以下	標準	173,100,000
就労移行支援		411	都市部	302,900,000
就労継続支援		41人 ~ 60人	標準	288,500,000
		011 001	都市部	425,700,000
		61人 ~ 80人	標準	405,500,000
		01   100	都市部	548,400,000
		81人 ~ 100人	標準	522,300,000
		101   100	都市部	670,100,000
		101人 ~ 120人	標準	638,200,000
		101	都市部	792,600,000
		121人 ~	標準	754,800,000
	施設入所 支援整備		都市部	146,500,000
	加算	利用定員 40人 以下	標準	139,500,000
		411	都市部	244,800,000
		41人 ~ 60人	標準	233,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	344,700,000
		61人 ~ 80人	標準	328,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	443,100,000
		81% ~ 100%	標準	422,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	543,000,000
		101% ~ 120%	標準	517,200,000
		121	都市部	641,400,000
		121人 ~	標準	610,900,000
	<b>☆光</b> .訓姉ョ		都市部	69,300,000
	水力 <sup>-</sup> 副	P.木寸正開川升	標準	66,000,000
	短期入所整	—————————————————————————————————————	都市部	15,500,000
	应别入所金 	<b>岬</b> 加升	標準	14,800,000
	& 幸陪 宝 <del>*</del>	支援センター整備加算	都市部	21,600,000
	尤连哔音名	<b>メ阪ビノブ―笹岬川昇</b>	標準	20,600,000

療養介護	本体		都市部	329,700,000
		利用定員 40人以下	 標準	314,100,000
			都市部	550,100,000
		41人 ~ 60人	 標準	523,900,000
		611 - 901	都市部	773,100,000
		61人 ~ 80人	標準	736,400,000
		81人 ~100人	都市部	995,100,000
		81% ~100%	標準	947,800,000
		101人 ~120人	都市部	1,217,200,000
		101% ~120%	標準	1,159,300,000
		121人以上	都市部	1,438,800,000
		121人以上	標準	1,370,400,000
	<b>計學.</b> 訓練	事業等整備加算	都市部	69,000,000
	冰力	尹未守定哺加昇	標準	65,800,000
	短期入所整	y / thu 答	都市部	18,900,000
	及别人別登	ᄚᄜᄱᆓ	標準	18,000,000
	※ 幸陪宝き	<b>・</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	都市部	21,600,000
	<b>光连阵</b> 古年	1.又抜 ピンター 笠 禰 加 昇	標準	20,600,000
	本体	定員4人~10人	都市部	43,100,000
  共同生活援助		だ貝+八·* TU八 	標準	41,100,000
六 <b>四工</b> 冶饭划	短期入所整	· 体加質	都市部	18,900,000
	应别八川笠	i III /UI 昇	標準	18,000,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
  - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
  - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

### (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

で和 / 年度 I 争耒(I 				(単位:円)
		事業(施設)の種類		補助基準額
生活介護	本体(日中 活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	75,300,000
自立訓練			標準	71,700,000
就労移行支援		21人 ~40人	都市部	151,800,000
就労継続支援		2170	標準	144,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	253,800,000
		41% 00%	標準	241,700,00
		61人 ~80人	都市部	356,400,00
		61% - 80%	標準	339,500,00
		81人 ~100人	都市部	459,300,00
		81% ~100%	標準	437,500,00
		101人 ~120人	都市部	560,900,00
		101% ~120%	標準	534,200,00
		101   101	都市部	664,000,00
		121人以上	標準	632,400,00
施設入所支援整備	施設入所 支援整備	利用定員 20人 以下	都市部	60,600,00
	加算及び	利用定員 20人 以下	標準	57,800,00
本体(宿泊型自立訓練)	21   40	都市部	122,500,00	
	(練)	21人 ~40人	 標準	116,700,00
		411	都市部	205,000,00
		41人 ~ 60人	標準	195,300,00
	641 601	都市部	289,000,00	
		61人 ~ 80人	 標準	275,200,00
		81人 ~100人	都市部	371,200,00
			 標準	353,500,00
			都市部	455,000,00
		101人 ~120人	 標準	433,400,00
			都市部	537,500,00
		121人以上	 標準	512,000,00
			都市部	58,000,00
	就労•訓練	事業等整備加算	 標準	55,300,00
			都市部	191,500,00
	大規模生産 	設備等整備加算	 標準	182,400,00
	L= 11= 11	- III. I _ Are-	都市部	15,700,00
	短期入所整	<b>给備加算</b>	 標準	15,000,00
	g		都市部	18,300,00
	発達障害者 	f支援センター整備加算 	 標準	17,500,00
	46.00		都市部	12,900,00
居宅介護書	就労定着支 	援、自立生活援助、相談支援整備加算	 標準	12,300,00
		都市部	8,660,00	
	<b>强偏加算</b>	 標準	8,300,00	
			都市部	50,400,00
	ス整備加算	標準	48,000,00	
	<u> </u>		都市部	37,600,00
増築整備(既存施設の3	見在定員の増員	)	標準	35,900,00
			PA- T	23,000,000

補装具製作施設	都市部	19,000,000
	標準	18,100,000
点字図書館	都市部	65,100,000
	標準	62,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	88,000,000
	標準	83,800,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
  - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
  - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

## (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

				<u> </u>
	事	業(施設)の種類		補助基準額
生活介護	本体(日中 活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	201,900,000
自立訓練	7112371737		 標準	192,300,000
就労移行支援		41人 ~ 60人	都市部	336,600,000
就労継続支援		41% 100%	 標準	320,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	473,000,000
		01% 10 80%	 標準	450,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	609,500,000
		81% 100%	標準	580,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	744,600,000
		101% 120%	標準	709,200,000
		121人 ~	都市部	880,800,000
		121%	 標準	838,900,000
支援	施設入所 支援整備	利用定員 40人 以下	都市部	162,900,000
	加算	利用定員 40人 以下	標準	155,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	272,100,000
		41% 10 00%	標準	259,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	383,000,000
		01% % 80%	 標準	364,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	492,400,000
		81% 100%	 標準	469,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	603,900,000
		101% 120%	 標準	575,100,000
		121人 ~	都市部	712,900,000
		1217	標準	679,000,000
	<b>☆</b> •訓練	事業等整備加算	都市部	77,100,000
	が、カーが、	<b>尹</b> 木守定佣加 <del>算</del>	標準	73,500,000
	红豆甘风入石丘束	豆期入所整備加算		17,200,000
		ᄠᄤᄱ <del>ᅎ</del>	<del></del> 標準	16,500,000
	及法院宝书	そすだわいな一致供加管	都市部	24,000,000
	光连牌音句	<b>首支援センター整備加算</b>	<del></del> 標準	22,900,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
  - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

### 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

	車	業(施設)の種類		(単位:円 補助基準額
\ -#+	本体(日中	未(旭故)沙惶規	4m -4 - 4m	1
生活介護		用定員 20人 以下	都市部	75,300,00
自立訓練			標準	71,700,00
		21人 ~40人	都市部	151,800,00
			標準	144,600,00
		41人 ~60人	都市部	253,800,00
			標準	241,700,00
		61人 ~80人	都市部	356,400,00
		0170 0070	標準	339,500,00
		81人 ~100人	都市部	459,300,00
		31X 100X	標準	437,500,00
		101人 ~ 120人	都市部	560,900,00
		101% ~ 120%	標準	534,200,00
			都市部	664,000,00
		121人 以上	 標準	632,400,00
	施設入所		都市部	60,600,00
	加算及び	用定員 20人 以下	 標準	57,800,00
	本体(宿泊 — 型自立訓	21人 ~40人	都市部	122,500,00
	練)		標準	116,700,00
			都市部	205,000,00
		41人 ~ 60人	標準	195,300,00
			都市部	289,000,00
		61人 ~80人	標準	275,200,00
			都市部	371,200,00
		81人 ~100人	標準	353,500,00
			都市部	455,000,00
		101人 ~ 120人		<b></b>
	-		標準	433,400,00
		121人 以上	都市部	537,500,00
			標準	512,000,00
	就労·訓練事業	<b>業等整備加算</b>	都市部	58,000,00
			標準	55,300,00
	   大規模生産設	備等整備加算	都市部	191,500,00
			標準	182,400,00
	短期入所整備	加算	都市部	15,700,00
	727777 4771 IE IIII	<i></i>	標準	15,000,00
	<b>经</b> 读赔宝老支	援センター整備加算	都市部	18,300,00
就労定着す	元廷阵占召义	1次 ピングー 正 開加 弁	標準	17,500,00
		、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,00
	机力	、ロユエ心饭別、怡砯又抜登哪川昇	標準	12,300,00
		±= 60	都市部	8,660,00
	居宅介護整備	加昇	 標準	8,300,00
			都市部	50,400,00
	避難スペース	整備加算	標準	48,000,00

<sup>(</sup>注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

<sup>2</sup> 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

### 別表3-6

- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
- 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

### 令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

東娄(佐訊)の括約			(単位:円)	
		事業(施設)の種類	T	補助基準額
生活介護	本体(日中 活動部分)	刘用定員 40人 以下	都市部	201,900,000
自立訓練		THIRE TO NOT	標準	192,300,000
		41人 ~60人	都市部	336,600,000
		41% 00%	標準	320,600,000
		61人 ~80人	都市部	473,000,000
		01% 190%	標準	450,500,000
		81人 ~100人	都市部	609,500,000
		81% ~100%	 標準	580,500,000
		101   100	都市部	744,600,000
		101人 ~ 120人	 標準	709,200,000
		101 L N L	都市部	880,800,000
		121人 以上	 標準	838,900,000
	施設入所 支援整備 未	利用定員 40人 以下	都市部	162,900,000
加算			 標準	155,100,000
		都市部	272,100,000	
		41人 ~ 60人	 標準	259,200,000
			都市部	383,000,000
		61人 ~ 80人	 標準	364,900,000
			都市部	492,400,000
		81人 ~100人	 標準	469,000,000
			都市部	603,900,000
		101人 ~ 120人	 標準	575,100,000
			都市部	712,900,000
		121人 以上	 標準	679,000,000
	+15 324 =544 +	. All to the the late 1 - to the	都市部	77,100,000
	就労・訓練事 	業等整備加算	 標準	73,500,000
	<u> </u>	# 1= //-	都市部	17,200,000
	短期入所整例	<b>順</b> 加昇	 標準	16,500,000
			都市部	24,000,000
	発達障害者を 	支援センター整備加算	 標準	22,900,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
  - 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類			単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	本体		3,493,000
		初度設備加算	1世帯当たり	69,000
		心理療法室整備加算	1施設当たり	21,657,000
		保育室整備加算	1 人 当 たり	920,000
		学習室整備加算	1 人 当 たり	920,000
女性自立支援施設	本体		1世帯当たり	5,494,000
		初度設備加算	1世帯当たり	69,000
		心理療法室整備加算	1施設当たり	21,657,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類			単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体		1世帯当たり	8,241,000
		初度設備加算	1世帯当たり	104,000
		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	32,486,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された 奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項 に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第 3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を 乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
  - 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
  - 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び 初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第 1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき 政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づい て実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類			単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	本体		4,612,000
		初度設備加算	1世帯当たり	91,000
		心理療法室整備加算	1施設当たり	28,587,000
		保育室整備加算	1 人 当 たり	1,214,000
		学習室整備加算	1 人 当 たり	1,214,000
女性自立支援施設	本体		1世帯当たり	7,252,000
		初度設備加算	1世帯当たり	91,000
		心理療法室整備加算	1施設当たり	28,587,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類			単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体		1世帯当たり	10,878,000
		初度設備加算	1世帯当たり	137,000
		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	42,881,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された 奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項 に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第 3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を 乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

## 別表4-2

- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び 初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

	施設の種類		補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1 施 設 当 たり	16,576,000
	初度設備加算	1 施 設 当 たり	901,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,356,000
	余裕教室活用促進事業	1 施 設 当 たり	22,097,000
	初度設備加算	1 施 設 当 たり	3,934,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基 づく場合以外)	1施設当たり	10,628,000
	 特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基 づく場合)	1 施 設 当 たり	14,029,000
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	42,794,000
	地域交流スペース	1 施 設 当 たり	16,576,000
	初度設備加算	1施設当たり	901,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1 施 設 当 たり	2,356,000
	余裕教室活用促進事業 	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,934,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,628,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	14,029,000

## (社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

	単位	補助基準額	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	64,191,000
		1施設当たり	24,864,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,352,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	33,146,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,534,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	33,146,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,901,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に づく場合以外)	基 1施設当たり	15,942,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に 対場合)	基 1 施 設 当 たり	21,044,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された 奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項 に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第 3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を 乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
  - 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

(単位:円)

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

	施設の種類	単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	6,201,000
女性自立支援施設		1世帯当たり	8,334,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

	施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	12,501,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された 奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項 に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第 3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を 乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

	施設の種類	単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 ㎡ 当 たり	8,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 ㎡ 当 たり	8,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

	施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 ㎡ 当 たり	12,000

<sup>※</sup> 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

算定基準(その他施設)

1 種 目	2 基	準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	規模修繕等のエ	とし、改築及び大 事費については、 必要と認めた額と	な工事費又は工事
	厚生労働大臣が	必要と認めた面積	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	
解 体 撤 去 工事費及び 仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣設及び額とする	が必要と認めた施 。	解体撤去に必要 な工事費又は工事 請負費及び仮設 設整備に必要な賃 借料、工事費 工事請負費

番 号 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙(1)
- 2 施設の種類 別紙(1)
- 3 申請額内訳 別紙(2)
- 4 事 業 計 画 別紙(3) (間接補助の場合は、設置主体から都道府県(指定都市及び中核市)へ提出された申請書の事業計画の副本)

### (添付書類)

都道府県(指定都市及び中核市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書) 抄本

# 別紙 (1)

# 交 付 申 請 一 覧 表

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助の場合 間接補助事業者	国庫補助申請額
	,,,,	<b>,,_,,</b>	間接補助事業者	施設整備費
	計			

			施	設	整		備	<b>#</b>	ı	請	額	内	1	訳	(	障	害	ā	者	関	係	t	施	設	)				
(都道	道府県市名)	(設)	置者の名称)		(施設の名称	<b>k</b> )																							
施		設	種		別 別 ※ A	置事	業	対実費(予	象 経 費 支 ・ 定 ) ≤ A)	出額の	入	他 差 額 円 D	引 ( =A-C		の割	Dの少 E×県	ない方補助率円	算 算 単 F	基 準 に 定	よる都( 価報	指定	府 都 市 助	県 等 ) 額 円	基	庫 右	密	所	車 補 要 H × 2	助 金額2/3)円
1	施	設	整	備	費																								
<u> </u>																											<u> </u>		
																												,	-
																													$\overline{}$
	施	設 整	備	費	計																								

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+  $\alpha$ )相当額を計上すること。 +  $\alpha$ とは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
  - (5) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
  - (6) A欄~H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) H欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称) 設置者の対象経費の寄付金その他 額都道府県国庫補助国庫補助金 BとDの少ない方算 定 基 準 に ょ 定 設 種 別 実 支 出 差 引 額 層 化豪 雪 地 算 定 額(指定都市等) の額×県補助率 定 計補助額基本額所要 総事業費(予定)額の収入額 算帯 加 算合 円 B ( ≦ A ) 円 C 円 D (=A-C)円 E 円 H(=F×G)円 I(=H×8%)円 J(=H×8%)円 K(=H+I+J)円 L 円M 設 整

内

訳(保護

施

設

等 )

(注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

設 整 備 費 計

- (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。
- (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。

設

整

施

(4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。 +αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。

申

請

額

- (5) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備 工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。
- (6) A欄~M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (7) M欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- (8) N欄は、M欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、M欄に記入した額と同額とすること。

### 施 設 整 備 申 請 額 内 訳 ( 一 時 保 護 所 又 は 女 性 自 立 支 援 施 設 )

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

#### 1. 間接補助事業

Ë	川女化	助事業				I=	. =	1 ±x			A (A		_ [=	P /4 /	S 7. /	<b>л</b> /њ						&		-	:#=		1-	L	7		Arte-	_	et c	Œ 4m			_	- 1-			1.4	A
+4-		=n.		14		. B	又追	者	0)	对	象 経	賀		7 11 E	せてい	り他	٠.				とDの少ない	万月	定	基			1=	Υ	<u>ر</u> ج		昇	定	各	1 都	道府	· 県	国 .	車補	助	国 庫	補	助金
肔		設		種		別 彩 A	争	業	費円	実 ( <del>*</del> B (	支 予 定 ≦ A	)	出 額の 円C	D 収	入	額円	差 D(	引 =A-C	割)円		額×県補助	定 率 円 F	j	員 単 G	価 円	基 H	本 (= F × (	額 G)円	豪 帯 I (= F	雪 加 1 × 8%)	地質 (	算 定 合 J (= H +	計	負(指 十補 月K	定 都市 助	ī 等) 額 円	基 L	本	額円	所 M(=	要 L×2	額 /3)円
1	施	. 1	殳 3	整	備	費																																				
	,,,,				Pila	^																																				
													-																													
						-				1												_		-		1								+								
						-														+		-				+								-								
L										1										+																						
																																										$\neg$
						1							$\dashv$							+		+				+								+								
						-				1												_		-		1								+								
						-														+		-		-		+								-								
										1										+		_		-		+-								-								
																				_		_				-																
																				$\perp$																						
	施	設	整	備	費	計																																				

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 間接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (4) K欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助( $3/4+\alpha$ )相当額を計上すること。  $+\alpha$ とは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
  - (5) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、J欄若しくはK欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附帯工事 行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。
  - (6) A欄~L欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) L欄には、E欄、J欄若しくはK欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) M欄は、L欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

#### 施設整備申請額内訳(一時保護所又は女性自立支援施設)

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

#### 2. 直接補助事業

		<i>9</i> 77.				設置	量 者	のす	対象経	登費 の	寄付	金その	他		Вδ	_Dの少ない方	算	定	基	準	15			る 第		定額	国	庫補	助	国庫補	助 金
施		設	ŧ	重	別	総 A	事 業	要 ( 円 日	実 支 ( 予 定	〔  出 〖 )額 A )円	က က 1	収入	差 額 円 D	引 客 (=A-C) P	額	額×国庫補助率 円	<b>.</b>	員	単 G	価円	基 H (=	本 F×G)	額常円Ⅰ	至 雪 等 加 (= H × 8%)	地算 算合 円	定 額 計 (= H + I ) 円	· 基 K	本		所 要 L ( = h	
1	施	設	整	備	費																										
	1										1										l l										
															-																
															-																
		I																													
		l																													
	施	設	整 储	黄 費	計																										

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 直接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(2)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (5) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄若しくはJ欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附帯工事 行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。
  - (6) A欄~K欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) K欄には、E欄若しくはJ欄合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) L欄は、K欄に記入した額と同額とすること。

### 事 業 計 画

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5)入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

- (注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。
- 2
- (

施設整備費に係る事業計画
1) 施設の規模及び構造
ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)
(ア)敷地面積 m <sup>*</sup>
(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
(ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)
(エ)建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
(オ)建物の構造 (造)
(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること
2 配置図及び各階平面図を添付すること。
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示
すること。
イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)
(ア)建物の面積 建築面積 m 、延面積 m m m m m m m m m m m m m m m m m m m
(イ) 建物の構造 (
(ウ) 建築年月日
(エ)補助金の区分 (昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
(才)処分(取りこわし)年月日
(注)既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。
ウー仮設施設工事
(ア)建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
(イ) 建物の構造 (
(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2)	<b>整備費内訳</b>	
ア	主体工事費	円
1	工事事務費	<u></u> 円
ウ	小計(本体工事費)	
エ	介護用リフト等特殊	
	附帯工事費	円
	(介護用リフトエ事費)	<u></u> 円
	()	<u></u> 円
才	授産施設近代化整備	
	工事費	円
カ	授産施設等整備工事	
	費	円
+	解体撤去工事費及び	
	仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	円
	(仮設施設整備工事費)	<u></u> 円
ク	その他の工事費	
ケ	地域交流スペース	
⊐	合 計	
(注	注) 工事費費目別内訳書を流	 忝付すること。
(3) 則	<b>才源内訳</b>	
ア	国庫補助金	円
1	〇〇補助金	
ゥ	設置者負担金	
	(内訳) 一般財源	
	地方債	
	寄付金	
エ	合 計	
(4) が	五十二十一	
ア	直営・請負の別	
1	契約年月日	
ゥ	着工年月日	
I	竣工年月日	
オ	事業開始年月日	
カ	解体撤去工事関係	
(7	<sup>7</sup> )直営・請負の別	
(1	′)着工年月日	
( 년	7)完了年月日	
+	仮設施設工事関係	
(7	7) 直営・請負・賃貸借の別	
(1	<b>(</b> )工事期間	
	フ)仮設施設の使用期間	
		第0417001号「厚生労働省所管一般会計補 」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に
		3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
	<b>有 · 無</b>	

(6) その他参考事項

番 号 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告 について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり (間接補助の場合は、設置主体から都道府県(指定都市及び中核市)へ提出された事業実績報告書の副本)
- 5 都道府県(指定都市及び中核市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

# 別紙 (1)

# 精 算 額 一 覧 表

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助の場合 間接補助事業者	国庫補助金精算額
			日本で言えて	施設整備費
	計			

				施	設			整	備		精		算	額	Į		内		訳	. (		障		듣	害		者		ı	関	係		施	彭	ž	)			
(都述	府県市名	)	(設i	置者の名称)			(施設の	0名称)																															
施		設		種		別		置者 業	対 実 B(			: その 入	差	引 =A-C	窑	の額		補助率	定	基準(	こよる算 客 们 P	軍都 項(指 面補 日 G	旨定	府 都 市 <sup>等</sup> 助	県 等)額 田 大	道出	府 助 済	県金額基 円I			国 庫 所 J(=I			定者			金額四日	不	
1	施	Ī	设	整	備	費																																	
																																							_
	16-		**																																				
	施	設	整	備	費	計																																	

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。
    (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。

  - (4) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
  - (5) A欄~H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

					施		i	设		整			ſi	睛			精		算		額			Þ	4			訳	(		保			護			施			設			9	等	)	)						
(都道	府県市	5名)		(設置:					施設の																																											
施		設	種		別					寄付金 D 収		3		引 4-0 )	額	の額×	の少ない	定	定 単 G	基 価 円	基 H(=F	準 本 ·×(	額の円	高 加 I(=H	よ 層 × 89	化算份円	る 豪 帯 J(=H	雪 加 × 8	算 地 算 %) 円	定 算 合 K(=H	? 定 +I+J)	額額	都道 指定: 甫	府! 都市等助	果都 新 類 所 田	道 助 出	府会落門	国金基里	庫 本	動額円	国 庫 所 O(=N	重補! 要 √×2/	切金額(3)円	国原 i 交 f	車補 寸決	助金定額円	: 国原 夏	庫 補!	助金	差 ム : R(=G	引 不足 (2-0)	
1	施	設	整	備	費			`-			<u> </u>																																									
-											<u> </u>																																<u> </u>								<u> </u>	
=																																																				
																																															<u> </u>					
	施	設	<b>整備</b>	費	計																																										1		$\exists$			

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+lpha)相当額を計上すること。 +lphaとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
  - (5) A欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄~D欄の内訳を必ず記入すること。
  - (6) A欄~E欄及びK欄~M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) N欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
  - (8) O欄は、N欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、N欄に記入した額と同額とすること。

### 施設整備精算額内訳(一時保護所又は女性自立支援施設)

(設置者の名称) (都道府県市名) (施設の名称)

#### 1. 間接補助事業

1.1	<b>町女州</b> 9.	T-7K																																											
					設	置者	i の i	対象	経 費	の寄	付金	その他			В	Dの少な	い方算	. 5	Ē	基	準	10		ょ	る	算		定	額者	18 道	府県	l都 i	道 府	県国	庫補	前助	国庫	補助:	金国原	車補」	助金国	]庫補月	力 金 差	引	過
施		設	種		別								差	31	額		<b>+</b>	,	員	24		価基	本	如豪	£ 1	雪村	也算	定	額(	指定都	市等	)補	助	金											
					総	事業	費 費	実 支	出	額の	収	入 額			の	額×県補	助率	-	貝	*	1	Ш 垄	4	常帯	\$ <i>t</i> .	雪 5 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自	 - H + I	計神	甫 助	額	支出	出 済	額基	本	額	所	要	額交付	寸 決:	定額受	入 済	額△	、 不 足 (= P - N)	額
					Α		円田	3 (≦	( A	円C		円	D (	=A-C )	円E		円F			G		円 H (=	F×G	i)円[	(= H :	< 8%) F	g J (=	H + I	) 円 K	(	Ε.	L		円M		円	N(=M	× 2/3)	円の		PΡ	1	円Q	(= P - N )	円
1	施	設	整	備	費																																								
																																													7
	l f				1																																								$\exists$
	F				_																																								-1
					_																																								_
_	1									_					+				1								_					1													-1
																																													_
																																													-
	F														_																														-
																																													_
																																													- 1
																																													7
	+6-	en de	を 備	att.	ө.1					-					_																														$\dashv$
	加包	政 3	全 1厢	質	āΤ																																								

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 間接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。

  - (4) K欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/24+α)相当額を計上すること。 +αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
    (5) Α欄~D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、J欄若しくはK欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附帯工事 行場合については、当該部分に係る相関から関係の内訳を必ず記入すること。 (6) A欄~E欄及びJ欄~L欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係な必ず記入すること。

  - (7) M欄には、E欄、J欄若しくはK欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) N欄は、M欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

#### 施設整備精算額内訳(一時保護所又は女性自立支援施設)

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

#### 2. 直接補助事業

		7+×			iii	殳 置	者	の対	付 象	経 費	の答	寄付金	きその	他			В	とDの少	ない方	算	定	基	準		I:	ょ		る	算	定	ŧ	類 国	庫補	助	国庫	補助	力金	国庫	補助	金国	庫有	甫助纟	金差	51	迢
施		設	種	İ	別	※ 事						り 収 C		臭			額の	額×国	庫補助	定		員単		価を	š :	本 4	豪域	雪 加 = H × 8	地算	算 元合	and the	領計基	本	額	所	要、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	額	交 付	決定	額受	入	済	類△	不	足額
					Α	١		HB	3 ( ≦	A)	HС			ΗU	( =A-	-C )	ΗE		Р.	F		G		HH	1 (= F	× G)	4 I (=	= H × 8	3%) 円	J (= H ·	· I )	4 K		Н	L ( =	= K )	) Н	M		H N			40(	<u>- N -</u>	<u>L) 19</u>
1	施	設	整	備	費																																								
	Г																																							-			+		
																																								_			4		
																																											_		
	l r				-+			_						-													+													-			+		
																																								_			4		
	l																																										$\top$		
	F													-			-					-					+													-+			+		
																	_			1							4																4		
																				1																									
	施	en t	· /#	費	Ф1									_			_			1							+													_			+		
	旭	政 3	全 1佣	質	ĒΤ																																								

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。 (2) 直接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(2)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (5) A欄~~欄の施設種別毎の内訳の金額については、た欄者上くはJ欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附帯工事
  - 行う場合については、当該部分に係る相称もの間の内骸を必ず記入すること。 (6) A欄~E欄及びJ欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係な必ず記入すること。
  - (7) K欄には、E欄若しくはJ欄合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) L欄は、K欄に記入した額と同額とすること。

## 事業実績報告書

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4)入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

- (注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。
- (

2 施設整備費に係る事業内	]容		
(1) 施設の規模及び構造			
ア 整備事業(解体撤去	工事費・仮設施設	(工事を除く。)	
(ア)敷地面積		m <sup>*</sup>	
(イ)敷地の所有関係	(自己所有地、借地	」、買収(予定)地の別)	
(ウ)施設整備の区分	(創設、拡張等の別	J)	
(エ)建物の面積	建築面積	㎡、延面積	m²
(オ)建物の構造(		造)	
(注) 1 各室ごとに	室名及び面積を明	らかにした表を添付	すること。
なお、拡張	<b>長及び改造等の場合</b>	は、既存建物との関	係を明示すること。
2 配置図及び	「各階平面図を添付	゚すること。	
なお、拡張	<b>及び改造等の場合</b>	は、既存建物との関	係を図面上で明示
すること。			
イ 解体撤去工事(既存	施設に係るもの)		
(ア)建物の面積	建築面積	. ㎡、延面積 	, m <sup>‡</sup>
(イ)建物の構造(		. <b>造</b> )	
(ウ)建築年月日			
(エ)補助金の区分	(昭和〇〇年度:国	庫・民間・自己資金・そ	の他)
(オ)処分(取りこわし	,)年月日		
(注)既存施設の解体	な撤去工事がわかる	ものを添付すること	0
ウ 仮設施設工事			
(ア)建物の面積	建築面積	㎡、延面積	, <b>m</b> <sup>*</sup>
(イ)建物の構造(		造)	
(注) 1 各室ごとに	室名及び面積を明	らかにした表を添付	すること。
2 配置図及び	『各階平面図を添付	゚すること。	

(2)	支出	済事業費総額		
-	ア・主	体工事費		円
	イ エ	事事務費		円
-	ウ 小	計(本体工事費)		円
-	ェー介	護用リフト等特殊		
	附	帯工事費		円
	(:	介護用リフトエ事費)	_	円
	(	)		円
7	オ 授	産施設近代化整備		
	I.	事費		円
7	カ 授	産施設等整備工事		
	費			円
=	キ 解	体撤去工事費及び		
	仮	設施設整備工事費		
	(1	解体撤去工事費)		円
	( •	仮設施設整備工事費) 「		円
,	ク そ	の他の工事費		円
,	ケ地	域交流スペース		円
=	□ 合	<del>計</del>		円
	(注)	工事費仕様書、支出済工	事費費目別内訳書	,工事事務費費目別内訳書
		を添付すること。		
(3)	施工	期間		
-	ア 契:	約年月日		
	イ 着.	工年月日		
-	ウ 竣.	工年月日		
=	工事:	業開始年月日		
7	才 解	体撤去工事関係		
	(ア)	着工年月日		
	(イ)	完了年月日		
7	カ 仮	設施設工事関係		
	(ア)	工事期間		
	(1)	仮設施設の使用期間		
(4)	平成	20年4月17日社援発第	50417001号	引「厚生労働省所管一般会計補
				労働省所管一般会計補助金等に
1:		産処分承認基準」第3の3	の (1) に規定す	る抵当権の設定の有無
		有 • 無		
		他参考事項		
	寸書類)			
1	請負い	の場合は、工事請負契約書	の写	
	直営の	場合は、支払領収書の写		

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮設施設整備のみ)

- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
  - (建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
  - (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
  - (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書(別紙①)

7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

番号年月日

都道府県知事 各 指定都市市長 中核市市長

> 社会福祉法人〇〇〇会 理事長 〇〇〇〇

施工業者 株式会社 △△△建設 代表取締役 △△△△

## 工事契約金額報告書

発注者(委託者)社会福祉法人○○○会と請負者(受託者)株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年	月日	金	額
当初〇〇工事請負契約	年 月	日	金	円
〇 〇 変 更 ( 追 加 ) 契 約	年 月	日	金	円
	年 月	日	金	円
設計監理委託契約	年 月	日	金	円
	年 月	日	金	円

## 別紙3

# 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管 (地方公共団体名)

国					地	方	公	共	₫	体				
	交 付 決 定	補	歳		入		歳				出		備	考
歳 出 予 算 科 目	の 額 円	助	科目	予算現額円	収入済額円		予算現額	金相当額	支出済額	うち国庫 補 助額 金相当額円		うち国庫 補 助 金相当額 円		
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等施 整備費補助金														

## (作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記 1 の額に対応す 目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにするこ
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。こ 公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもって附記すること。

別紙4

# (元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金による施設の工事着工報告書

(都道府県、指定都市等名)

施 設 の 種 類				施	設	の	名 称					設	置	団 体		
	構造		造									直	営・請1	負 の 別		
建物の構造及び面積	建 築 面 積		m <sup>*</sup>	I	事	費	合 計				円	契	約 年	月 日		
と	積		""		7	貝					П	着	エ 年	月 日		
	延面積	İ	m <sup>*</sup>									完	成予定	年 月 日		
				•			•					•		•		
								<u> </u>								
		年	月	月		月		月	月	月	月	月	月	月	月	月
	金 簃	i	H	円		円		円	円	Ħ	H	H	H	P.	円	H
出来高	%		%	%		%		%	%	%	%	%	%	%	%	%

# 別紙5

# (元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金による施設の工事進捗状況報告

施設	の種類																			(1	邻道系	Ŧ県、	指定	都市	等名)		
施	設	名	設	置	主	体	創設、 等の別	国	庫	補	助		出来		の出	月末日 出来高	見込	繰越	見込高					額	備	ā	考
								Α				円	В	%	С		%	D (10	0-C)	ļΕ	(A×	D)		7			
<u> </u>			٠					 <u> </u>					'— · ·	 	<u> </u>	—		L — - —		- <del></del> -				— - '- —			
[ - <b></b> -																								[			<b></b>
	合 計																										

番号年月日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。 (別 紙)

			交	付		夬	定		の	内		容			芰	内		遂	行	身	€ :	績	翌	年	度	繰	越	額	事	業	実	施	期	間			
事	業	名	事	業	費[	国庫	補助	基本	額国	庫	補且	功 金	事業	業費	支	払事額が	重 拐	業	国庫	補金	受入	額	事	業	費	国庫	萬補.	助金	着	手名	丰 月	完年	了予	定月	摘	妻	2
					円				円			円	^ '	190 71		円	= 15	%				円			円			円.				'		<i>,,</i>			_
																																					4
									-																												+
·—		 <del>-</del>	<del>-</del>	:	- — <u>'</u> -		· · — ·	 	-	· ·	· <del></del> -		└ 	·				· · — ·	· — · ·			'- :-							- -			-'- — · — ·			 	 	
									-																							-					4
					-				+							+													<u> </u>								4
																																1					

番 号 年 月 日

都道府県知事 指定都市の長 殿 中 核 市 の 長

補助事業者名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設 等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について は、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(要補助金等返還相当額)

金

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認で きる資料)

 番
 号

 年
 月

 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設 等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額につい ては、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認で きる資料)